

とっとり国保連 Times

2022 年
7 月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】

〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 鳥取県東部庁舎 5 階

TEL:0857-20-3684(審査課)

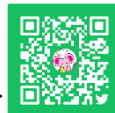
H P:https://www.kokuho-tottori.or.jp



@torikokuhoren

Twitter 用

QR コードはこちら→



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等 通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書 発送予定日
		電子請求	紙請求	
2022 年 6 月	8 月 4 日(木)	8 月 22 日(月)	8 月 30 日(火)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2022 年 7 月	9 月 2 日(金)	9 月 20 日(火)	9 月 29 日(木)	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書 発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2022 年 7 月	8 月 5 日(金)	8 月 22 日(月)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2022 年 8 月	9 月 7 日(水)	9 月 20 日(火)	

※支払通知書は支払日の 3 営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

レセプト休日受付日等

請求年月	請求締切日	休日受付日 【9:00~17:00】	(参考)支払基金 休日受付日
2022 年 8 月	10 日(水)	—	—
9 月	10 日(土)	10 日(土)	10 日(土)
10 月	10 日(月・祝)	10 日(月・祝)	8 日(土)・10 日(月・祝)
11 月	10 日(木)	—	—
12 月	10 日(土)	10 日(土)	10 日(土)
2023 年 1 月	10 日(火)	—	9 日(月・祝)
2 月	10 日(金)	—	—
3 月	10 日(金)	—	—

◎受付場所・・・鳥取県国民健康保険団体連合会 事務室（鳥取県東部庁舎 5 階）

◎国保連合会と支払基金で休日受付日の異なる月があります。（2022 年 10 月・2023 年 1 月）

国保連合会は 10 日が土・日・祝の場合に休日受付を行いますので、請求にて来会の際はご注意ください。

※新型コロナウイルス感染リスク回避のため、なるべくオンライン請求システムまたは追跡可能な郵送等による請求をご検討ください。

※レセプトを郵送いただく場合は 10 日必着でお願いいたします

【オンライン請求システムについて】

オンライン請求システムによる請求の受付時間は以下のとおりです。（土、日、祝日含む）

5~7 日⇒8:00~21:00 8~10 日⇒8:00~24:00

（不具合等によりシステムの開通時間が変更となる場合がありますので、オンライン請求システムのお知らせをご確認ください。）

※エラーが発生していないかご確認の上、請求確定ボタンを必ず押してください！

審査委員会からの連絡事項

【診療報酬】新型コロナウイルス感染症検査に係る記載要領について(お願い)

新型コロナウイルス感染症に係る検査料(SARS-CoV-2 核酸検出/抗原検出等)を算定する場合、摘要欄へ検査を必要とした医学的根拠を記載することとなっております。

当該検査は、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者に対し診断を目的として行われた場合に算定可能であり、特に外来症例の場合等は患者の症状・身体所見に係るコメントが適正な記載であると考えているため、当該検査料を算定する場合はコメント記載についてご注意ください。

【調剤報酬】自家製剤加算の算定について(お願い)

令和 4 年度調剤報酬改定により、予製剤に加えて錠剤を分割する場合も所定点数の 100 分の 20 にて算定することとなりました。分割にて自家製剤加算を算定する場合はご注意ください。

国保連からのお知らせ

★令和 4 年 4 月診療分より、歯科レセプトにおける咬合調整の区分が変更されました。

令和 4 年 4 月診療分より咬合調整の区分が整理され、以下の表のとおりに変更されました。
レセプト請求の際は令和 4 年度記載要領をご確認の上、傷病名に対応した摘要記載にご協力ください。

記号	咬合調整の区分	内容
イ	一次性咬合性外傷の場合	一次性咬合性外傷を有する場合であって、過度の咬合圧を受ける天然歯若しくは金属歯冠修復物等(他院製作)の過高部を削除した場合又は歯ぎしりの際の咬合干渉を削合した場合
ロ	二次性咬合性外傷の場合	歯周炎に罹患した患者に対して、歯周炎の治療を目的として行われる場合
ハ	歯冠形態修正の場合	食物の流れを改善し歯周組織への為害作用を極力阻止する場合、又は舌、頬粘膜の咬傷を起こすような場合等の歯冠形態修正を行った場合
ニ	レスト製作の場合	新たな義歯の制作又は義歯修理(鉤等の追加)を行うに当たり、鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除した場合
ホ	歯科矯正に伴うディスクングの場合	顎変形症等に起因した咬合異常の歯科矯正を行う際に歯の隣接面の削除を行う場合

★新型コロナウイルス感染症に係る検査(核酸・抗原)の結果陽性となり、薬剤の処方等を行った場合の公費 28 負担者番号についてご注意ください。

新型コロナウイルス感染症を疑い検査をした結果陽性となった場合、検査の費用と新型コロナウイルス感染症確定後に行った診療行為に係る費用は異なる公費 28 負担者番号での請求となるため、レセプト請求の際はご注意ください。

【公費 28 負担者番号の種別】

新型コロナウイルス感染症に係る検査料及び判断料 (例:SARS-CoV-2 核酸検出及び微生物学的検査判断料 等)	鳥取市内の医療機関 …28311504 鳥取市以外の医療機関…28310506
新型コロナウイルス感染症確定後の診療行為 ※ (例:陽性確定後の処方箋料、後日受診時の診察料 等)	28310605

※病名が確定するまでの診療行為(初/再診料、院内トリアージ実施料、鼻腔・咽頭拭い液採取等)は公費 28 の負担対象外となります。

自院で行った検査により陽性となった患者に対して新型コロナウイルス感染症の症状に係る院内処方や処方箋を発行した場合、「28311504 又は 28310506」と「28310605」の公費 2 種類との併用となります！

【公費 28 同士の併用となった場合の公費負担者番号の優先順位】

第一公費…「28311504 又は 28310506」

第二公費…「28310605」

